

旭川市営住宅について

1 市営住宅の概要

(1) 市営住宅とは

住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し，又は転貸することにより，国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする（公営住宅法第1条）

(2) 市営住宅の種類

（平成30年4月1日現在）

種類	管理戸数	入居戸数	根拠法令等
公営住宅	4,746 戸	4,290 戸	公営住宅法
改良住宅	132 戸	129 戸	住宅地区改良法
市単独住宅	2 戸	0 戸	旭川市営住宅条例
特定公共賃貸住宅	13 戸	12 戸	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 （中堅所得者向けの住宅）
計	4,893 戸	4,431 戸	

2 市営住宅の入居

(1) 入居者資格

- ① 収入が条例で定める基準を超えないこと
- ② 現に住宅に困窮していることが明らかであること
- ③ 暴力団員ではないこと 等

(2) 募集方法

種類	募集時期	入居者決定方法
定期募集	5月, 8月, 11月, 2月	1戸に対し複数の応募があった場合は抽選で決定
随時募集	定期募集抽選会終了後から次の定期募集受付前日まで	先着順

・定期募集

入居可能な空き住戸について募集を行い、1戸に対し複数の応募があった場合は、公開抽選会で入居予定者1名と入居補欠者1名を決定する。

・随時募集

定期募集で応募のなかった住戸等について募集し、先着順で入居予定者を決定する。

(3) 応募倍率

年度	応募者数	入居倍率
平成27年度 (既設団地)	1,051件	4.5倍
平成28年度 (既設団地+新設団地)	1,655件	6.7倍
平成29年度 (既設団地定期募集3回分)	945件	6.1倍

3 旭川市営住宅審議会

(1) 概要

旭川市営住宅審議会は、旭川市営住宅条例に基づき設置されている市の附属機関であり、市長の諮問事項について審議する機関です。

(2) 構成

学識経験者7名、居住者委員2名と公募委員3名の計12名からなる組織であり、委員の任期は委嘱の日から2年間となります。なお、平成31年度中に構成人数を学識経験者6名、居住者委員2名と公募委員2名の計10名に変更予定。

4 業務委託について

(1) 退去者滞納家賃収納業務委託

平成28年度から市営住宅から退去した滞納者の債権回収に係る業務を、債権回収会社（サービサー）へ委託している。

(2) 市営住宅管理業務の一部業務委託

次の業務について、平成29年7月から民間事業者へ委託している。

ア 修繕受付業務

入居者からの電話等による修繕依頼を受け、修繕業者に発注する業務。

イ 収入申告発送回収業務

翌年度の家賃を決定するための収入申告に係る書類を入居者へ送付し、回収する業務。